

財務省第13入札等監視委員会
平成19年度 第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年 4月10日 (木) 熊本合同庁舎管理棟共用第一会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	諏佐 マリ (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博 (成瀬法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成19年10月1日 (月) ~ 平成19年12月31日 (月)	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 広告チラシの折込業務 契約相手方 : 株式会社 西広 契約金額 : 11,118,242円 契約締結日 : 平成19年10月25日 担当部局 : 九州財務局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 確定申告期の「電話相談センター」における税務相談の 税理士業務委託 契約相手方 : 南九州税理士会 契約金額 : 5,425,000円 契約締結日 : 平成19年12月7日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 大分税務署駐車場改修工事 契約相手方 : 梅林建設株式会社 契約金額 : 18,375,000円 契約締結日 : 平成19年11月27日 担当部局 : 熊本国税局
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 監視艇「しまかぜ」左舷主機関不具合修理 契約相手方 : 株式会社沖縄機械整備 契約金額 : 8,095,736円 契約締結日 : 平成19年10月5日 担当部局 : 沖縄地区税関
応札(応募)業者数 1 者 関 連	1件	競争入札(物品役務等)に同じ
委員からの意見・質問、それ に対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又 は 勸告 の 内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 「広告チラシの折込業務」</p> <p>契約件名 : 広告チラシの折込業務 契約相手方 : 株式会社 西広 契約金額 : 11,118,242円 契約締結日 : 平成19年10月25日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>チラシ折込先明細書に記載されている折込部数はどのようにして把握したのか。</p> <p>新聞社が販売店に対し、配布部数以上の部数を無理やり割り当てる、いわゆる「押し紙」の問題もあるので、今後とも、適正な数値の把握に努めていただきたい。</p> <p>入札参加が1社であることの原因は何と考えるか。</p> <p>参加資格のランクはCでないといけないのか。拡大する必要はないのか。</p>	<p>当方で販売店に確認して把握した配達部数である。</p> <p>承知しました。</p> <p>折込箇所が広域にまたがること、折込料は新聞販売店等により決まっており、利益率が低いこと等が原因であるのではないかと考える。 なお、過去の実績としては、別の業者2社が落札している。</p> <p>Cランクとしたのは、当省で定めている「予定価格に対応する等級別格付表」によるもの。折込のみを行う業者がどれだけかは明確ではないが、対象となる登録業者は912社あり、過去には複数の参加もあったことから、Cランクで問題ないと判断したもの。 Cランクでないといけないことはないので、次回以降の入札参加状況により、ランクの拡大を検討したい。</p>
<p>【事案2】 「確定申告期の「電話相談センター」における税務相談の税理士業務委託」</p> <p>契約相手方 : 南九州税理士会 契約金額 : 5,425,000円 契約締結日 : 平成19年12月7日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>本事案の場合、予決令第99条の5(予定価格の決定)及び予決令第99条の6(見積書の徴取)に照らして、予定価格の作成は行わなくてよいのか。また、見積書は2者以上から徴取すると定められているが、単なる努力義務なのか。</p>	<p>平成18年8月の財務大臣通知「公共調達適正化について」において、競争性及び透明性確保の観点から、原則として一般競争入札等による調達を行うこととされているが、今回実施した「公募」は、複数の者からの応募があるのか否かを確認するために行ったものである。この結果、複数の者から見積書が徴取できるのであれば、一般競争入札を実施しなければならないとされている。 なお、予定価格については、仕様書に「施策予定金額」として記載している金額を予定価格と同様に扱っている。 おって、前述のとおり、公募の結果、複数の者からの応募が確認された場合には、仕切り直して一般競争入札を実施しなければならないが、この際には改めて予定価格を算定することとなる。</p>
<p>【事案3】 「大分税務署駐車場改修工事」</p> <p>契約相手方 : 梅林建設株式会社 契約金額 : 18,375,000円 契約締結日 : 平成19年11月27日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>「財務省電子入札システム」を利用した場合でも、紙ベースでの入札書等の提出も可としているが、すべてを電子入札とはできないのか。</p>	<p>入札実施の際には、「財務省電子入札システム」を利用した入札を行うこととしているが、電子入札のみとすると、参加業者を制限することになるため、システムへの対応が困難な業者については、紙での入札も認めている現状にある。現在は電子入札の利用を推進している段階である。</p>

意見・質問	回答
<p>各入札参加業者から質問書が提出された場合に、電子入札を利用した者への周知等はどのようにされるのか。</p> <p>今回の改修は、環境配慮(グリーン)改修工法を採用されているが、グリーン購入法に適合しているかの検証等は行われたのか。</p> <p>入札状況調書を見ると、かなりの開差が生じているが、その原因等をどのように分析されているか。分かる範囲で教えてほしい。</p>	<p>電子入札利用業者については、各業者からシステムを通じて行われた質問については、システム内で全て閲覧することができるほか、紙で提出された質問書についてもFAX等により閲覧できるよう情報提供を行っている。 一方、紙による入札業者についても、国税局内においてすべての質問書を閲覧することができるようにしている。</p> <p>今回の事案では、グリーン購入法に適合する工法かどうかなどの事前審査や参加業者の制限等は実施していない。 あくまでも、仕様書・図面等に記載している内容の施工が可能な者の参加を前提として入札を実施したものである。</p> <p>分析は行っておらず、詳細は不明としか言えない。一般論として申せば、いわゆる企業努力の差などが、今回の結果に反映されているのだろうと想定される。 ちなみに、後日、落札業者から聴取したところ、今回の工事予定場所の近隣に類似した工事内容の現場を有していたため、大型重機等の搬送費用等がかなり削減できたとの説明を受けたが、どの程度のコストダウンにつながったのかは不明である。</p>
<p>【事案4】 「監視艇「しまかぜ」左舷主機関不具合修理」</p> <p>契約相手方：株式会社沖縄機械整備 契約金額：8,095,736円 契約締結日：平成19年10月5日 担当部局：沖縄地区税関</p> <p>100%の落札率となっているのは何故か。</p> <p>時間的に余裕があれば、沖縄地区以外の富永物産(株)の代理店から見積もりを徴取可能か。</p> <p>定期検査等では発見できない緊急事故であったのか。</p>	<p>沖縄地区において、今回のようなGMデトロイトディーゼル社製主機関の不具合修理を行えるのは、GMデトロイトディーゼル社の日本総代理店富永物産(株)の沖縄地区唯一の代理店である(株)沖縄機械整備のみであり、同社の見積もりを参考に予定価格を作成したためと想定される。</p> <p>沖縄地区においてはGMデトロイトディーゼル社の日本総代理店富永物産(株)の沖縄地区唯一の代理店である(株)沖縄機械整備のみが、修理を行える会社であり、この(株)沖縄機械整備より出された修理リストを本土の他の富永物産(株)代理店へ提出し見積もりをもらっても、部品等の価格リストは全国同じであるので変わらないと考える。なお、時間的に余裕があれば沖縄地区以外の富永物産(株)代理店に見積もりを徴取することは可能である。</p> <p>過去において例を見ない緊急的な事故であった。定期検査は平成16年2月に実施されているが、その際には異常は発見されなかった。また、平成19年6月に点検を行った際も異常は見られなかった。</p>